

鳥栖市スポーツ振興奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるスポーツの振興を図るため、スポーツの分野において成績が優秀な個人又は団体に対し、予算の範囲内においてスポーツ振興奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することとし、その奨励金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(奨励金の種類及び交付要件)

第2条 奨励金の種類及び交付要件は、次のとおりとする。

種 類	交付要件
スポーツ奨励金	ア オリンピック又はパラリンピック出場
	イ 国際大会出場
	ウ 全国大会出場
スポーツ振興金	全国大会優勝

2 前項に規定する各種大会は、交流を目的としたものを除くものとする。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、アマチュアに限る。

- (1) 市内居住者（本市出身者で保護者が市内に居住している学生を含む。）
- (2) 本市出身者で本市に縁故の深いもの（オリンピック又はパラリンピック出場の場合に限る。）
- (3) 本市で活動しているスポーツ団体（スポーツ振興金に限る。）

(奨励金の額等)

第4条 奨励金の区分及び額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(奨励金の交付の制限)

第5条 奨励金は、一の会計年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、次の各号に掲げる区分に応じ、一の交付対象者につきそれぞれ1回限り交付するものとする。

- (1) スポーツ奨励金（全国大会出場に限る。）
- (2) 前号以外のもの

2 前項の規定にかかわらず、本市から出場等に関する補助金、激励金等の交付を受けた場合は対象外とする。

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする個人（高校生以下の場合はその保護者）又はスポーツ団体の代表者（以下「申請者」という。）は、市長に鳥栖市スポーツ振興奨励金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、奨励金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、奨励金の交付の決定をしたときは、鳥栖市スポーツ振興奨励金交付決定通知書（様式第2号）により速やかに申請者に通知するものとする。

(選考委員会)

第8条 市長は、鳥栖市スポーツ振興奨励金選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置き、申請者が第3条第2号の規定に該当するか審議が必要な場合その他疑義がある場合に、その内容を審議させることができる。

2 選考委員会は、会長及び委員をもって組織する。

3 会長は副市長とし、選考委員会の会務を総理し、選考委員会の会議を主宰する。

4 委員は次に掲げる者をもって充てる。

(1) 政策部長

(2) 総務部長

(3) スポーツ文化部長

(4) 教育部長

5 選考委員会の庶務は、スポーツ振興課において処理する。

(結果報告)

第9条 スポーツ奨励金の交付を受けた者は、大会等の終了後に結果を報告しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付決定を取り消し、その額の返還を求めることができる。

(1) 対象となる大会への出場又は全国大会優勝が取り消されたとき。

(2) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1

スポーツ奨励金

区 分			金 額
オリンピック又はパラリンピック出場		市内居住者 (本市出身者で保護者が市内に居住している学生を含む。以下同じ。)	300,000円
		本市出身者で本市に縁故の深いもの	200,000円
国際大会出場	世界大会	市内居住者	150,000円
	世代別大会又は地域を限定した大会	市内居住者	100,000円
全国大会出場		市内居住者	10,000円

備考

- 1 オリンピック又はパラリンピック出場とは、同大会に日本代表選手として出場することをいう。
- 2 国際大会出場とは、公益財団法人日本オリンピック委員会の正加盟団体及び公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会の加盟競技団体の統括する競技種目の国際大会に、日本代表選手として出場することをいう。
- 3 全国大会出場とは、国又は公益財団法人日本スポーツ協会（加盟団体及び関連団体を含む。）が主催する全国大会に、都道府県の予選大会等を経て当該都道府県代表選手として出場することをいう。ただし、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会への出場については、佐賀県代表選手として出場する場合に限る。

別表第 2

スポーツ振興金

区 分			金 額
全国大会 優勝	個人種目	市内居住者 (本市出身者で保護者が市内に居住している学生を含む。)	50,000円
	団体種目	本市で活動しているスポーツ団体（構成員の半数以上が市内居住者である団体に限る。)	100,000円

備考

- 1 全国大会優勝とは、国又は公益財団法人日本スポーツ協会（加盟団体を含む。）が主催する全国大会に、都道府県の予選大会等を経て当該都道府県代表選手として出場し、優勝することをいう。
- 2 個人競技における団体種目は、ペアでエントリーする競技及び国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に佐賀県代表選手として出場する場合を除き、団体種目として扱うものとする。